

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣運用細則

外国人児童生徒等教育アドバイザー（以下、アドバイザーとする）の派遣に当たっては、外国人児童生徒等教育アドバイザーリーボード設置要綱（令和 8 年 5 月 7 日総合教育政策局長決定）によるほか、本運用細則に沿って実施するものとする。

1. 対象

本事業による外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣の対象は、地方公共団体及び大学等（以下「申請者」という。）とする。

2. 事業内容

外国人児童生徒等教育の充実に向け、専門的知見を有するアドバイザーを派遣し、地方公共団体等が主体的・継続的に取組を進められるよう、体制整備等に関する指導・助言及び外国人児童生徒等教育担当者等の指導力向上に向けた取組の支援を実施する。

3. 事業区分・テーマ例

申請にあたっては、以下のいずれかを選択すること。

【区分 A】外国人児童生徒等教育推進方策に係る伴走型支援（指導・助言）	
事業内容	地方公共団体における外国人児童生徒等教育に関する体制整備等について、アドバイザーが関与し、現状分析や課題整理、支援体制の構築や改善に向けた指導・助言を行い、持続可能な体制づくりを支援する。
想定するテーマ例	・地域の実態に応じた日本語指導体制の整備に関する方策 ・地域の支援団体及び大学等との連携体制の構築 ・初期指導教室または拠点校等の開設に向けた取組 等
派遣回数	年間を通じて、1 申請者につき、 2 回を上限 とする。
【区分 B】外国人児童生徒等教育に関する研修等の実施	
事業内容	地方公共団体や大学等が実施する外国人児童生徒等教育に関する研修において、教職員や支援員等の指導力向上を目的として、アドバイザーを研修講師として派遣するとともに、モデルプログラム ¹ の活用促進を図る。
想定する	・学校の受け入れ体制

¹ 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム（平成 29 年度～令和元年度 文部科学省委託事業にて開発）

テーマ例	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの日本語教育の理論と方法 ・在籍学級での学習支援 ・社会参加とキャリア教育 ・保護者・地域とネットワーク <p style="text-align: right;">等</p>
派遣回数	年間を通じて、1申請者につき、 1回を上限 とする。

(留意点)

- ・申請が多数に上った場合は、初めて申請する団体を優先するとともに、研修等実施状況、本派遣による波及効果、過去のアドバイザー派遣実績等を勘案し、決定することとする。
- ・なお、【区分B】については、定例の教員研修または文部科学省及び教職員支援機構が作成した外国人児童生徒等教育に関する研修動画¹と同一またはこれに準ずる内容と認められる研修への講師派遣は優先的な取り扱いを行わない。加えて、申請者の主催により開催する行政関係者・事業関係者・市民向けの講演会等における講師や助言者としての対応のみとなる依頼については、派遣を行わない。
- ・想定するテーマ例については、あくまで一例であり、実際の派遣時においては、要請する申請者の相談内容に応じて、文部科学省、アドバイザー及び申請者との間で調整の上で決定することとする。
- ・文部科学省職員とともに、事例収集等のために現地の視察や事業関係者等との意見交換に出向くこともありうる。

4. 外国人児童生徒等教育アドバイザーの委嘱について

アドバイザーの委嘱に当たっては、候補者と事前に調整し内諾を得た上で、委嘱依頼状を送付し、承諾を得る。

また、その際に、文部科学省 HP に掲載し、関係各所へ周知するために、候補者にプロフィール（様式4）を作成いただくこととする。

1

- 外国人児童生徒等教育に関する研修用動画
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm
- 校内研修シリーズ「外国人児童生徒等に対する日本語指導」 ※NITS 独立行政法人教職員支援機構へのリンク
<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/176.html>
- DLA ワンポイントレッスン動画（「はじめの一步」「聞く・話す」「読む」）（令和7年4月公開版） ※NITS 独立行政法人教職員支援機構へのリンク
<https://www.nits.go.jp/service/plant/>

5. アドバイザー派遣の流れ

外国人児童生徒等教育アドバイザーの派遣の流れについては、以下のとおりとする（別図を併せて参照）。

- ① 申請者は、様式1のとおり申請書を添付の上、文部科学省へ提出する。（複数の地方公共団体等が共同し研修等を実施する場合は、主たる地方公共団体等から申請する）
- ② 申請を受けた文部科学省は、申請内容を確認し、派遣が必要と判断した場合には、予算の範囲内で派遣するアドバイザーを決定する。
- ③ アドバイザー決定の連絡を受けた申請者は、外国人児童生徒等教育アドバイザーと日程調整を行った上で、アドバイザー決定の連絡後1箇月以内に、文部科学省に派遣確定日を連絡することとする。（【区分A】を選択し、2回の派遣を希望する場合、2回目の派遣日も確定させた上で連絡すること。）
- ④ 連絡を受けた文部科学省は、様式2のとおり申請者に対し、書面にて通知する。
- ⑤ 通知を受けた申請者は、さらにアドバイザーと細部について調整を行い、受入れ体制を整える。アドバイザーは、申請者との打合せに基づき、現地へ出向き活動を行う。なお、申請者から、オンライン会議室システム（ミーティングアプリ等）を用いた指導助言や研修を希望された場合は、外国人児童生徒等教育アドバイザーの勤務先・自宅等において対応を行う。
- ⑥ アドバイザー派遣実施後2週間以内に、申請者は様式3のとおり報告書を作成し、文部科学省へ提出する。なお【区分A】を選択し、派遣を2回実施した場合は、各派遣実施後2週間以内に、文部科学省へ提出するものとする。報告書の提出を受けた文部科学省はその報告に基づき、文部科学省の所定の基準に沿って諸謝金・旅費を外国人児童生徒等教育アドバイザーに支給する。また、申請者が提出した報告書は文部科学省ホームページにおいて公開する。なお、公開前には文部科学省は派遣したアドバイザーに内容の確認を依頼し、必要がある場合には申請者に報告書の修正を指示する。
- ⑦ 文部科学省は、アドバイザー及び申請者からの報告をまとめ、必要に応じて全国へ情報を提供するとともに、年度終了後は、成果を検証し今後の施策に反映する。

6. 派遣制度の周知について

文部科学省は、本制度が地方において十分に活用されるよう、その周知に努める。

具体的には、都道府県・政令指定都市教育委員会に制度の周知と活用、手続に関する協力の依頼をするとともに、文部科学省ホームページに外国人児童生徒等教育アドバイザーのプロフィール（氏名、職名、略歴、対応可能な助言内容等）（様式4）を掲載する。

また、必要に応じて、各地域に下部組織を持つ全国団体等に対し、個別に協力の依頼等を行う。

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣の流れ・手続き

